

さいたま市リーディングエッジ企業認証支援事業に係る認証審査基準

平成 26 年 5 月 1 日

第 1 さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱（以下「制度要綱」という。）第 6 条第 2 項に規定する認証審査基準を、次のとおりに定める。

第 2 申請内容の審査は、制度要綱第 4 条に基づき認証を受けようとする者（以下「申請企業」という。）及び同要綱第 1 1 条第 2 項に基づき継続して認証を受けようとする者（以下「継続申請企業」という。）（以下これらを「申請企業等」と総称する。）が提出する申請書類及び申請企業等が実施するプレゼンテーションにより、次の審査項目ごとに評価することにより実施する。

- (1) 独自性・先進性
- (2) 市場性
- (3) 計画実現性
- (4) 将来性・発展性
- (5) 社会的価値での総合評価

2 前項に掲げる審査項目のいずれかについて、申請内容が評価に値しないと判断された申請企業等は認証の候補としない。

3 審査項目ごとの評価は 3 段階で実施する。

4 継続申請企業の申請内容の審査は、プレゼンテーションを省略することができる。

第 3 第 2 に定める申請内容の審査を各審査委員が行った後、審査委員会の合議により認証の候補とすべき企業を決定する。